

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>ウ 課税状況調査の実施状況</p> <p>毎年、課税状況調査等の全ケース一齊点検を実施し、調査結果と収入申告書の内容の照合が行われているか。</p> <p>また、その後の処理状況が適切に把握されているか。</p> <p><u>毎年、全ケースの世帯員全員について、一齊点検を実施し、調査結果と収入申告書の内容の照合が行われているか。</u></p> <p><u>また、その調査結果を決裁するなど適切に処理及び把握がなされているか。</u></p> <p>(3) 年金等の受給資格の確認</p> <p>一定の年齢に達した者について、老齢基礎年金等の受給資格について確認されているか。</p> <p>また、一定の障害の状態にある者について、障害基礎年金等の受給資格について確認されているか。</p> <p>(4) 扶養能力調査の実施</p> <p>扶養義務者に対する扶養能力調査は、被保護世帯との関係の深浅、過去の状況等を勘案の上、必要な者については、適宜見直しを行う等、適切に実施されているか。</p> <p>3 処遇方針の設定</p> <p>(1) 処遇方針は、<u>アセスメント表を作成するなど、訪問調査活動や病状把握等の結果により把握された実態を踏まえ、かつ十分に評価・検討された上で立てられているか。</u></p> <p>また、多様なニーズを抱える高齢者世帯等の処遇方針は、個々のケースの実態及び介護保険制度等による介護サービスの活用等を踏まえた適切なものとなっているか。</p> <p>(2) 処遇困難なケース等については、関係機関とも連携の上、ケース診断会議等で組織的に検討され</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>ているか。</p> <p>(3) 処遇方針は、ケースの実態の変化に即して適切に見直しがなされているか。</p> <p>(4) 処遇方針が、ケース記録に明記されているか。</p> <p>4 計画的な訪問調査活動の推進充実</p> <p>(1) 訪問計画の策定</p> <p>ア 実施機関において統一的な訪問基準を策定する場合には、ケースの実態、訪問調査活動の目的を達成するために考慮され策定されているか。</p> <p>また、訪問基準の設定に当たっては、稼働能力の活用を図る必要のある者、多様なニーズを抱える高齢者等に着目し、当該世帯への指導援助の必要性が勘案されたものとなっているか。</p> <p>イ 個別のケースに対する訪問計画は、ケースの実態、訪問調査活動の目的に応じて適切なものとなっているか。</p> <p>また、ケースの実態の変化に応じて適時適切な見直しが行われているか。</p> <p>(2) 訪問調査活動の状況</p> <p>ア 訪問は、訪問計画に基づき計画的に実施されているか。</p> <p>また、ケースの状況変化を考慮し、必要に応じた随時の訪問が実施されているか。</p> <p>特に、長期間未訪問又は計画に比べ実施回数が少ないケースはないか。</p> <p>イ 訪問調査活動の目的に添って必要な指導援助が行われているか。</p> <p>また、多様なニーズを抱える高齢者世帯等に対しては、介護保険制度等による介護サービスの活用等必要な指導援助が行われているか。</p>

主眼事項	着眼点
	<p>ウ 世帯主のみならず、必要に応じて世帯員と面接を行い、適切な指導援助が行われているか。</p> <p>エ 面接すべき者の不在が続く等の場合には、訪問方法を工夫する等適切な対応措置がとられているか。</p> <p>また、民生委員、親族等からも、生活状況等の聴取を行う等、不在理由を確認し、家庭内面接を行うよう努力しているか。</p> <p>オ 長期にわたって来所による面接が続き、訪問調査活動の目的が達成されていないケースはないか。</p> <p>カ 訪問調査結果は、査察指導員等に速やかに報告されているか。</p> <p>また、早期にケース記録に明確に記録され、その都度決裁されているか。</p> <p>5 就労阻害要因の把握</p> <p>(1) 就労阻害要因が的確に把握され、就労意欲の助長、生活習慣の形成等、必要な指導援助が適切に行われているか。</p> <p>(2) 傷病を理由に就労していない者の傷病の程度、就労の可否等については、<u>直近のレセプト</u>の活用、主治医訪問、嘱託医協議、必要に応じ検診命令等により的確に把握されているか。</p> <p>また、検診命令に従わない場合には、保護の停・廃止等の措置が適切に行われているか。</p> <p>(3) 育児中の母親に対する就労指導は、地域における保育所の設置状況、入所条件等が勘案され、適切に行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>6 個別具体的な指導援助の充実</p> <p>(1) 稼働年齢層の者のいるケースに対する指導援助の状況</p> <p>ア 稼働能力の活用等自立を助長するための指導援助は、自立更生計画書、求職活動状況申告書（毎月）の提出等の指導により積極的に行われているか。</p> <p>イ 稼働能力の活用状況等は、就労・求職状況管理台帳等で適切に把握されているか。</p> <p>ウ <u>就労に関する個別支援プログラムを活用するなど、自立に向けた適切な指導援助が図られているか。</u></p> <p>エウ 自立援助のため、公共職業安定所等関係機関との組織的連携は十分行われているか。</p> <p>また、求人情報等の収集提供、必要に応じた公共職業安定所等への同行訪問等の援助が行われているか。</p> <p>オエ 自立援助のための各種貸付制度等他法他施策の活用についての指導が適切に行われているか。</p> <p>カオ 稼働能力の活用についての指導指示は、必要に応じ、文書指示により徹底されているか。</p> <p>また、指導指示に従わない場合には、保護の停・廃止等の措置は適切に行われているか。</p> <p>キオ 稼働能力及び地域の賃金水準等からみて、就労日数、時間、収入等が少ない者に対し、勤務先調査又は課税状況の調査が行われているか。</p> <p>また、転職を含む增收指導が行われているか。</p> <p>(2) 高齢者、障害者世帯等要援護世帯に対する指導援助の状況</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>ア 高齢者、障害者等世帯について、介護保険制度及び<u>障害者自立支援法支援費制度</u>等による各種サービスの活用が図られているか。</p> <p>イ <u>個別支援プログラムを活用するなど、自立に向けた適切な指導援助が図られているか。</u></p> <p>ウイ 年金等の受給の可否等について検討し、関係機関に対して協力を求めているか。</p> <p>エウ 高齢者、障害者等世帯について、必要な生活環境等の整備のための制度の活用が図られているか。</p> <p>オエ 扶養義務者に対して、ケースとの日常の交流等についての協力依頼は行われているか。</p> <p>(3) 母子世帯に対する指導援助の状況</p> <p>ア <u>個別支援プログラムを活用するなど、自立に向けた適切な指導援助が図られているか。</u></p> <p>イア 母親の養育態度、子供の就学状況等に問題のある世帯に対し、適切な指導援助が行われているか。</p> <p>ウイ 子供の進路について、学校等関係機関との連携を図り、適切な指導援助が行われているか。</p> <p>エウ 児童扶養手当等他法他施策の活用についての指導は、適切に行われているか。</p> <p>(4) 要援護世帯の処遇充実のための関係機関との連携及び社会資源等の活用状況</p> <p>ア 関係部局との情報交換、連絡調整等は緊密に行われているか。</p> <p>イ 民生委員、保健所、各種相談員、医療機関、介護機関、学校等関係機関との連携、近隣住民との協力等による支援体制等幅広い社会資源の活用が行われているか。</p> <p>また、必要に応じ、関係者にケースへの同行訪問を要請しているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>(3) 適正な保護の決定事務の確保</p> <p>(4) 不正受給防止対策等の推進</p>	<p>7 自立助長ケースの選定 自立助長選定ケースは、稼働能力の活用を指導する必要があるケースについて組織的に評価検討の上選定し、自立に向けた積極的かつ重点的な指導援助が行われているか。</p> <p>最低生活費の認定、加算、控除等の決定事務は適正に行われているか。 また、保護の変更等が行われた場合に、被保護者に対し通知されるとともに、必要な教示が行われているか。</p> <p>1 収入申告内容の確認等の状況 (1) 収入申告内容に疑義がある場合は、説明を求めているか。 また、必要に応じて勤務先等関係先調査を適切に行っているか。 (2) 再三にわたる収入申告書の提出の指示に対して、正当な理由もなく従わない場合は、文書指示等の措置が行われているか。</p> <p>2 不正受給ケースに対する措置 不正受給については、法第78条により厳正に措置されているか。 また、悪質なケースについては、告発等が行われているか。</p> <p>3 不正受給等の原因分析及び再発防止対策 (1) 不正受給等の未然防止を図り、適切な指導援助を行う観点から、法第63条及び法第78条適用ケースの発生原因が十分に把握、分析されているか。特に、定期的な訪問調査活動や関係先調査等による世帯の実態把握に問題がないか等、福祉事</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>2 医療扶助の適正運営の確保</p>	<p>（1） 福祉事務所として取り組むべき問題点の有無が検討されているか。</p> <p>（2） 福祉事務所として取り組むべき問題がある場合、再発防止対策等の適切な対応がとられているか。</p> <p>1 医療扶助受給者に対する指導援助の状況</p> <p>（1） 被保護者の病状は、レセプト点検、主治医訪問、嘱託医協議等により的確に把握され、その結果に基づき就労指導、療養指導等が適切に行われているか。</p> <p>（2） 長期入院患者、長期外来患者の実態を把握し、必要な指導援助は行われているか。</p> <p>特に、社会的入院を余儀なくされている入院患者について、介護施設への入所や介護サービスを受けての在宅生活への移行が図られるよう必要な指導援助は行われているか。</p> <p>（3） 医療機関の選定は、真に止むを得ない場合を除き、患者の居住地に近い医療機関となっていか。</p> <p>（4） 同一疾病で、複数の医療機関で受診する重複受診の確認、審査は行われているか。その結果を踏まえ、適正な受診指導が行われているか。</p> <p>2 レセプトの点検、活用状況</p> <p>（1） レセプトは、個別ケースごとに直近6か月程度は編綴され、療養指導等常時活用できる状態となっているか。</p> <p>また、病状の把握、療養指導等に際し、ケースワーカー、査察指導員、嘱託医等により適時レセプトが活用されているか。</p> <p>（2） 医療費の適正な支出のため、本庁の内容点検分を除いた全てのレセプトに対して内容点検等が実施され、過誤調整等は適切に行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(3) レセプト点検に当たり、診療日数、診療内容、診療点数等に疑義が生じた場合には、嘱託医への協議又は本庁に対し技術的助言を求めているか。</p> <p>(4) 医療券交付処理簿とレセプトの照合が行われているか。</p> <p>3 移送給付等の状況</p> <p>(1) 移送給付</p> <p>ア 移送給付は、申請に基づき行われているか。また、通院証明書、レセプト等により事実確認は行われているか。</p> <p>イ 移送手段は、最も経済的な方法で行われているか。</p> <p>なお、タクシーを使用する場合は、医師の診断に基づき、歩行困難と認められた者等、真に止むを得ない者に限って行われているか。</p> <p>ウ 移送給付は、現物給付を原則として行われているか。</p> <p>(2) 入院患者日用品費等給付</p> <p>入院患者日用品費及び年金等の累積金は把握され、加算等の調整が適切に行われているか。</p> <p>(3) 施術、治療材料給付</p> <p>あん摩、マッサージ等の施術、眼鏡等治療材料の給付は事前に申請させ、適切に行われているか。</p> <p>4 嘴託医等の配置及び活動状況</p> <p>(1) 嘴託医が週1回程度の所内勤務を行う等、医師による専門的判断を得られる体制が確保されているか。</p> <p>(2) 医療扶助の要否及びケース処遇に当たって、嘱託医等の専門的かつ技術的意見が聴取されているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(3) ケースワーカー等の医学知識の研修に当たって、嘱託医等が効果的に活用されているか。</p> <p>5 本庁への技術的助言の要請状況 医療の給付の要否、処遇方針の決定に当たっては、医学的見地からみて疑義のあるものについて本庁に対し技術的助言を求めているか。</p> <p>6 他法他施策の活用及び関係機関との連携の状況</p> <p>(1) 医療扶助の決定に当たり、社会保険等他法が適用されるものであるか否かについて確認がされているか。</p> <p>(2) 患者の病状等に応じ、<u>障害者自立支援法精神保健及び精神障害者福祉に関する法律</u>（以下「精神保健福祉法」という）、結核予防法等の活用について、保健所等関係機関との連携が十分図られているか。 特に次の点について、関係機関と連携が図られ、確認がされているか。</p> <p>ア 精神科受診ケースについて、精神障害者保健福祉手帳申請の可否についての検討が行われているか。</p> <p>イ 精神科の通院について、<u>障害者自立支援法第58条精神保健福祉法第32条</u>の適用について検討が行われているか。</p> <p>7 頻回受診者に対する適正受診指導状況</p> <p>(1) 頻回受診者指導台帳等が整備されているか。</p> <p>(2) 頻回受診の判断が主治医訪問や嘱託医協議等によって適切に行われているか。</p> <p>(3) 頻回受診の指導にあたっては、保健師の同行訪問を行うなど、適切に実施されているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>8 入院日数が180日を超えて入院している患者に対する医療扶助の例外的な給付状況</p> <p>(1) 医療扶助における例外的給付対象者台帳等が整備されているか。</p> <p>(2) 入院患者の退院後の受入先の確保について、必要な指導援助等が行われているか。</p> <p>(3) 例外的な給付の支給が適切に行われているか。</p>
<p>3 介護扶助の適正運営の確保</p>	<p>1 介護扶助受給者等に対する指導援助の状況</p> <p>(1) 要介護又は要支援の状態にあると考えられる者については、レセプト点検、主治医訪問、嘱託医協議等により、要介護認定申請が行われるよう指導がなされているか。</p> <p>(2) 要介護認定が行われた場合は、<u>居宅介護支援計画（ケアプラン）</u>により要介護度等を踏まえた介護サービスの内容が把握され、また、それに基づき指導援助がなされているか。</p> <p>(3) 利用する介護機関は、真に止むを得ない場合を除き、当該介護機関の通常の事業実施地域内に要介護者等の居住地があるものが、選定されているか。</p> <p>2 介護給付費の点検等</p> <p>介護券交付処理簿と介護給付費公費受給者別一覧表の照合が適切に行われているか。</p> <p>3 福祉用具及び住宅改修の給付状況</p> <p>(1) 介護扶助受給者に対して、福祉用具の購入費及び住宅改修費の全額を支給した場合に、領収書等により保険給付等の申請がなされるよう指導されているか。</p> <p>(2) 保険者による償還金が支給された場合には、適切に法第63条適用がなされているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>4 介護施設入所者基本生活費等給付 介護施設入所者基本生活費及び年金等の累積金は把握され、加算等の調整が適切に行われているか。</p>
	<p>5 本庁への技術的助言の要請状況 介護扶助の給付の要否に当たって疑義のあるものについて本庁に対し技術的助言を求めているか。</p>
	<p>6 他法他施策の活用及び関係機関との連携の状況 介護扶助の決定に当たっては、障害保健福祉関係部局等関係機関との連携が図られているか。</p>
<p>4 福祉事務所における入所措置等の適正実施の確保</p> <p>(1) 適正な入所措置事務等の確保</p>	<p>1 適正な入所措置事務は確保されているか。 (1) 措置台帳等諸帳簿は整備され、適正に入所措置事が行われているか。 (2) 入所措置について、より必要性の高い者を優先して措置されているか。</p> <p>2 入所措置後の援助は、適正に行われているか。 (1) 入所措置後の継続の要否について見直しが行われているか。 また、措置変更事由が生じた場合の措置換えは適正に行われているか。 (2) 入所措置後、年1回以上は訪問調査を行い、更生状況等の確認が適切に行われているか。 また、その状況は記録として残されているか。 (3) 死亡等による入所措置解除については、速やかにその手続きが行われているか。 また、遺留金品の処分については、関係職員立会いのもとに適切に行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
(2) 適正な保護の決定事務の確保	入所者本人支払額の決定事務は適正に行われているか。
5. 組織的な運営管理の推進 (1) 計画的な運営管理の推進	<p>1 理事者等の現状認識</p> <p>(1) 理事者及び所長等は、管内の保護動向、地域的特性、実施体制及び前年度指導監査結果等を踏まえ、福祉事務所の抱えている問題点の現状を十分掌握しているか。</p> <p>(2) 理事者及び所長等は、福祉事務所の抱えている特別な問題点等の要因の分析を行い、具体的な改善計画の策定等、その対応措置を講じているか。</p> <p>(3) 所長等幹部職員は、個別ケースの問題から福祉事務所全体として取り組むべき問題について把握し、その対応策を講じているか。</p> <p>ア 開始・廃止ケースの状況、並びに問題を抱える開始・廃止ケースの有無について把握し、福祉事務所全体として取り組むべき問題の有無を把握しているか。</p> <p>イ 法第63条及び法第78条適用ケースの発生原因を分析し、福祉事務所全体として取り組むべき問題の有無を把握しているか。</p> <p>ウ その他、特に問題を抱えるケースについて、福祉事務所全体の問題として把握し、取り組んでいるか。</p> <p>エ 問題解決のために必要な職員研修を実施し、あるいは、自主的内部点検や適正化対策事業等を実施する等、その対応策を講じているか。</p> <p>(4) 理事者及び所長等は、職場環境の改善及び職員の士気高揚に努めているか</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>2 運営の方針及び事業計画の状況</p> <p>(1) 生活保護の運営については、所長等幹部職員及びケースワーカー等関係職員が参画し、本庁が福祉事務所に対して示した指針、当該地域の実情、保護の動向、福祉事務所の抱える問題点及び指導監査結果等を十分踏まえた上で基本的な実施方針が決められているか。</p> <p>また、問題点に対する具体的な改善策が盛り込まれているか。</p> <p>(2) 生活保護の運営は、実施方針を踏まえ、事業計画を策定する等計画的に行われているか。</p> <p>また、関係職員に周知されるとともに、進捗状況が定期的に確認され必要な措置がとられているか。</p> <p>(3) 実施方針及び事業計画に基づいて実施した取組の結果及び効果を集約し、福祉事務所として評価・分析を行い、改善が必要な事項については、次年度の実施方針に反映するなどの措置がとられているか。</p> <p>3 自主的内部点検及び適正化対策事業の実施及び活用状況</p> <p>(1) 当面する課題及び指導監査結果に基づく指導事項又は指示事項を取り入れた自主的内部点検及び適正化対策事業が実施されているか。</p> <p>(2) 実施した自主的内部点検及び適正化対策事業の結果を集計するとともに、実施結果について、福祉事務所としての評価がされているか。また、運営方針等に反映されているか。</p> <p>(3) 自主的内部点検及び適正化対策事業が実施されているにもかかわらず、指導監査等において、依然として、同じ事項が指摘又は指示を受けている場合、その実施方法の適否について検討されてい</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>るか。</p> <p>(4) 経理事務処理の点検が実施されているか。</p> <p>4 ケース診断会議の活用状況</p> <p>(1) 処遇困難ケースの処遇方針を樹立する場合等においては、ケース診断会議を開催する等必要に応じ速やかに組織的判断を行っているか。</p> <p>また、所長等幹部職員が参画しているか。</p> <p>(2) ケース診断会議等の検討結果は記録されているか。</p> <p>また、その結果等を踏まえ具体的な取組が行われているか。</p>
(2) 査察指導機能の充実	<p>1 現業活動の掌握体制の確保</p> <p>訪問計画の策定等計画的な訪問のための取組や訪問調査活動の実施について査察指導員が把握でき、かつ必要な指示・助言ができる体制が確保されているか。また、必要に応じ個々のケースを掌握するための査察指導台帳が作成されているか。</p> <p>2 訪問の進行管理等</p> <p>(1) ケースの実態に即した処遇方針の樹立、訪問計画の策定等、訪問調査活動の実施についての助言、指導は適切になされているか。</p> <p>また、ケースの実態の変化に応じて、その見直しに対する助言、指導が適切に行われているか。</p> <p>(2) 長期間未訪問ケース等について、ケースワーカーに対して必要な指導が行われているか。</p> <p>3 ケース審査及び助言、指導</p> <p>(1) ケースの処遇内容について、ケースワーカーに必要な助言、指導が適切に行われているか。</p> <p>特に、新任のケースワーカーに対し、実務指</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>導、接遇等について特別な配慮がなされているか。</p> <p>(2) ケースワーカーに助言、指導した事項、その経過及び結果について、査察指導台帳に記録される等、何らかの形で記録されているか。</p> <p>(3) ケースワーカーに助言、指導した事項についての進行管理は適切になされているか。</p> <p>4 処遇困難ケースへの対応</p> <p>(1) 処遇困難ケースについては、査察指導員が同行訪問を行う等により、その実態を把握し、適切な処遇を行うよう指導しているか。</p> <p>(2) 必要に応じ、関係者にケース診断会議等への参加又はケースへの同行訪問を要請しているか。</p> <p>(3) 関係機関等との連携が、組織的に確保されているか。</p>
(3) 実施体制の確保	<p>1 職員の配置状況</p> <p>(1) 査察指導員、ケースワーカーが不足して事務処理に支障を来していないか。</p> <p>(2) 査察指導員は原則として生活保護業務経験者等で、適切な助言、指導ができる者となっているか。</p> <p>(3) ケースワーカーの大半が異動すること等によってケースの処遇、事務処理等に支障を来していないか。</p> <p>　　ケースワーカー等が社会福祉主事資格を有していない場合は、資格取得についての配慮が行われているか。</p> <p>(4) 査察指導員、ケースワーカーが生活保護以外の業務を兼務している場合、支障を来していないか。また、査察指導員がケースを直接担当していることはないか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>2 面接相談体制の状況 専任面接相談員の配置や、査察指導員とケースワーカーの複数面接制の採用等面接相談体制が確立されているか。</p> <p>3 経理事務の処理状況</p> <p>(1) 保護金品の支給手続、返還金の返納手續等は、関係法令等に照らし適切なものとなっているか。 特に、金品等の授受に当たっては、ケースワーカー等が現金を取り扱っていないか。<u>真にやむを得ない場合は、複数の職員で当たるなどの体制がとられているか。</u></p> <p>(2) 保護金品の支給については、定期的又は隨時に関係帳簿との照合、点検を行っているか。<u>また、現金の保管状況は、適切に行われているか。</u></p> <p>(3) 法第63条による返還額の決定は、適切に行われているか。一部又は全部の返還額を免除する場合は、その必要性を十分検討して、また、その内容が挙証資料等により明確にされているか。</p> <p>(4) 法第63条による返還金及び法第77条又は法第78条による徴収金の債権管理は適切に行われているか。<u>について、また、未収について、国庫負担金との調定は適切に行われているか。</u></p> <p>ア 債権については、<u>全額の調定を基本としているか。</u> <u>また、一括で返還させることが不可能である場合には、履行延期の特約を行い、計画的に調定し返還させているか。</u></p> <p>イ 国との国庫負担金の精算にあたっては、<u>収納済額ではなく調定額を支出額から控除するよう</u>行われているか。 <u>・国庫負担額=（自治体の支出額-（調定額-不納欠損額））×3/4</u></p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>ウ 被保護者への返還金等の督促及び納入指導は、経理担当と保護担当が連携して行っているか。</p> <p>エ 生活保護を廃止した者の返還金等について、引き続き同返還金等の債権について適切な管理が行われているか。</p> <p>オ 被保護者（廃止した者を含む）が転出した場合、転出先を把握し引き続き債権管理が行われているか。</p> <p>カ 被保護者（廃止した者を含む）が死亡した場合、相続人の有無について調査が行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相続人がいる場合は、相続人に対して引き続き債権管理が行われているか。 ・ 相続人が債務を相続しない場合は、裁判所による相続放棄の証明書の有無について確認しているか。 <p>キ 返還金等が収納されない場合、納入指導や時効中断措置等は行われているか。</p>

4 ケース記録等事務処理の管理状況

- (1) ケース記録等個人的事情に係る情報資料については、秘密が厳守されるよう慎重な配慮のもとに取り扱われているか。
- (2) 関係先照会等にかかる決裁文書等の処理について、内容審査、点検等の管理が適正に行われているか。

主 眼 事 項	着 眼 点
<p>6 福祉事務所の実情に応じた重点的な指導の徹底</p>	<p>1 福祉事務所の実情に応じた取組状況</p> <p>(1) 福祉事務所において、それぞれ保護動向について分析を行う等により、実情に応じた具体的な対応策が講じられているか。</p> <p>(2) 地域の特性から問題点が認められる福祉事務所においては、その根本的な要因等の分析を十分に行う等により、問題点に対する対応策等が計画的に講じられているか。</p> <p>(3) 前年度監査結果による指摘事項について福祉事務所は、その原因についての分析を行い、具体的な改善策が講じられているか。</p> <p>(4) 特に小規模な福祉事務所において、保護の適正運営が組織的かつ継続的に確保される体制が取られているか。</p> <p>また、実務を中心とした研修やケース事例の研究協議会等、実施水準の維持向上のための努力がされているか。</p> <p>2 暴力団関係者ケースに対する調査、指導の状況</p> <p>(1) 暴力団関係者のケースについては、警察署等関係機関への照会により的確に把握されているか。</p> <p>(2) 資産、収入、生活歴、現在の生活実態（病状、稼働状況等）は、的確に把握されているか。</p> <p>(3) ケース診断会議等で受給要件の厳格な審査と指導方針が明確にされ、組織的に取り組まれているか。</p> <p>また、受給要件は常時見直されているか。</p> <p>(4) 自立更生計画書は必要に応じ徴取されているか。</p> <p>(5) 警察署等関係機関とは常時連携できる体制が確保されているか。</p> <p>なお、暴力行為等があった場合は、速やかに警察署へ通報する等の措置が行われているか。</p>

主 眼 事 項	着 眼 点
	<p>(6) 保護の開始決定後、本庁への情報提供が速やかに行われているか。</p> <p>3 自動車保有ケースに対する調査、指導の状況</p> <p>(1) 自動車の保有状況が、必要に応じて陸運支局等の関係先調査等により的確に把握され、保有要件の審査が適切に行われているか。 なお、保有容認に当たっては、任意保険の加入についても検討されているか。</p> <p>(2) 保有を認めた場合においては、適宜保有要件の検証が適切に行われているか。</p> <p>(3) 保有が認められない場合の指導指示は、必要に応じ、文書指示により徹底されているか。</p> <p>(4) 処分が行われるまでの間の使用禁止の指導は、適切に行われているか。</p>